

令和2年度第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(三条デイサービスセンター) 会議録

日 時	令和2年10月13日(火) 午後1時～午後3時30分
会 場	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 1号委員 富田 智和 委員 1号委員 小市 裕之 1号委員 和田 聡子 2号委員 神部 智司 2号委員 岩本 仁紀子 市出席者 企画部 部長 川原 智夏 マネジメント推進課 課長 島津 久夫 マネジメント推進課 主査 岡本 将太 マネジメント推進課 係員 井上 裕士 事務局 福祉部 部長 安達 昌宏 高齢介護課 課長 篠原 隆志 高齢介護課 係長 田尾 直裕 高齢介護課 係員 西村 勇一郎
事務局	福祉部高齢介護課
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 会議の冒頭に諮り、出席者の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会議運営に関する説明等
- (3) 報告事項
 - ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について
 - イ 応募状況
- (4) 協議事項
 - ア 第一次選考(書類審査)について
(欠格事項・予定価格を超える法人の確認)
 - イ 面接審査の実施方法について
 - ウ その他
- (5) 次回の委員会日程について
- (6) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 募集要項
- 資料3 業務仕様書
- 資料4 審査要領
- 資料5 選定基準

資料6 応募法人一覧

資料7 面接審査の実施方法について（案）

応募書類一式

3 審議経過

(1) 開会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今から第2回三条デイサービスセンター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

(2) 部長あいさつ

----- 部長あいさつ -----

(3) 会議運営に関する説明等

委員長： では、はじめに、本日、和田委員が「Web会議システムを利用した会議の出席」をされておりますが、「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則」第6条の規定により、この運用についてお諮りしたいと思います。
運用案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「Web会議システムを利用した会議の出席について」は、総務省情報通信審議会で決定した運用方法を参考に、次のとおり運用したいと考えております。

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員はWebシステムを利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる「出席」は、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条に規定する「出席」に含めるものとする。なお、Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなすが、システムが復旧して再度参加できた場合には、会議に復帰したものとみなす。
- 3 一つの会議においてWeb会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半数が、委員長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席することで、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第6条に定める会議成立の定足数を満たすものとする。

以上でございます。

委員長： 事務局から説明がありましたが、「Web会議システムを利用した会議の出席について」の運用方法について、ご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： 事務局案に沿って本委員会を運営することとします。

委員長： 次に、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日は委員定数5名中、5名のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

委員長： 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、書類審査及び法人情報が含まれるため、非公開とすべきと考えております。

委員長： 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

委員長： それでは、会議を非公開に決定します。

和田委員はWeb会議システムで参加いただいておりますが、周りに人はいない環境で参加いただいておりますでしょうか。

----- (和田委員) 問題なし -----

委員長： それでは、次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき、とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見なし -----

委員長： それでは、議事録の取り扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

次に、応募法人と各委員との利害関係について事務局から報告をお願いします。

事務局： 9月25日の募集締切後、各委員に対して応募法人との利害関係の有無についてメールで確認を行いました。10月13日現在、どなたも利害関

係は無いとのご回答をいただいておりますので、委員の交代はございません。

委員長： 応募法人との利害関係は無いとの報告ですが、委員の皆様、その後、応募法人からの接触はございませんか。

----- なし -----

委員長： 特になしということを確認いたしました。

(4) 議題

ア 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正について

イ 応募状況

委員長： それでは、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局： 第1回指定管理者選定・評価委員会後の修正事項についてご報告させていただきます。まず、募集要項 21 ページに、感染症対策マニュアルを資料として提出いただくように追記しております。加えて、募集要項 15 ページに、自主事業の提案がある場合には、本様式に記入するように追記しております。募集要項の変更点は以上でございます。

続きまして、選定基準の「2 管理体制」の「(2) 感染症等及び緊急時の対応について」の配点を 20 点に修正した他、「(3) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について」の一番下に、「自主事業の取組について」を追記しております。

前回からの変更点は以上でございます。

小市委員： 感染症に関する配点を 20 点に変更したという話がありましたが、裏返しとして 10 点を減らされた項目はどれでしょうか。

事務局： 「感染症等の対応」と「緊急時の対応」が、もともと分かれていて、各 10 点ずつの配点だったのですが、感染症対策の配点到重みをつけるために、合計 20 点という形にして、点数をつけていただくことで変更しております。

小市委員： ありがとうございます。

委員長： ほかはよろしいでしょうか、それでは次の議題に移ります。

事務局： 応募状況について、事務局から説明させていただきます。「三条デイサービスセンター指定管理者応募一覧表」をご確認ください。今回は、現在指定管理を行っている芦屋市社会福祉協議会からのみ応募がございました。

今回の公募につきましては、広報あしや 8 月 1 日号、芦屋市ホームページで告知させていただきました。加えて、日本 P F I ・ P P P 協会のホームページにも募集を掲載させていただきました。その他、市内の介護保険事業所に、メールで募集案内のメールをお送りさせていただきました。

以上の取組をいたしました。結果として、応募は 1 社になってございます。ご報告は以上です。

委員長： 応募は1社ということですが、現地説明会の申込みもありませんでしたか。

事務局： 現地説明会の申込みもなかった状況です。

事務局： 応募を締め切った後、市内のいくつかの事業所に応募されなかった理由について確認しました。募集については御存じの事業所が多かったのですが、やはりコロナのこのタイミングで、デイサービスも自粛で利用者数も減っている状況もあるので、法人としては取り組みづらい、手を挙げにくい状況があったという御意見も伺っています。また、介護人材の確保なども一因であったとお聞きしております。

そういったところで、結果的には、今回は1社になったかと考えてございます。

委員長： 現地説明会もゼロとなると、特に検討した法人も少なかったことにはなりますね。応募した法人が1つですが、現地説明会もゼロであれば。それは致し方ないところかなと思います。

今、既に管理している法人がある場合には、なかなか別のところは参加しにくい状況もあるのでしょうか。

事務局： 一番大きな理由としては、コロナがある状況での新規の取組や、介護人材のことなどがありました。複数聞いた中の一事業所については、芦屋市の市域の狭い中で、今、運営されているところに手を上げるのも、少し気を遣うのも事実ですとおっしゃる事業所が1つだけですけど、聞いた中ではございました。

委員長： 他に特になければ、次に移ります。

(5) 協議事項

ア 第一次選考（書類審査）について（欠格事項・予定価格を超える法人の確認）

委員長： 次に協議事項に移ります。まず、第一次選考（書類審査）について事務局から説明をお願いします。

事務局： 応募法人の提出された書類について、不足はございません。また、欠格事項につきましても、様式3の「指定管理者の選定等に係る誓約書」の提出がございましたので、欠格事項はございません。

次に資料5「審査要領」3選定の方法（1）第一次選考をご覧ください。施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の指定管理者としての最低条件として、ア、イの条件のいずれかに該当する法人等は除外することとしております。

ア、イの条件である経営状態及び管理運営で懸念のある法人について、事務局としては、特に懸念があるとの判断が出来かねますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。説明は以上でございます。

委員長： ただ今のご説明に対し、ご質問はございませんか。

また、経営状態及び管理運営について懸念がございましたら、ご意見をいただきたいと思ひます。

委員長： 収支計画について令和3年～5年が赤字になってはいますが、この点について法人から何か説明はありましたか。

事務局： 収支については、応募書類の「様式2 事業計画書」の「(6) 収支計画」をご確認いただけますでしょうか。

これを見ますと、令和3年度は利用者6,200人、営業日308日と書いておられますので、6,200人を308日で割りますと、おおよそ20.1人/日になるかと思ひます。令和4年～5年は21.1人/日、令和6年～7年は22人/日の利用者があると法人が見込んでおられて、20人の状況では赤字が出るので、利用者が毎日1人もしくは2人増えることで収支のバランスが取れたり、黒字になると算出されていると思ひておられます。我々としても、できる限り黒字の運営はしていただきたいと思ひておられます。

ただ、原因としまして、法人から詳しく説明があるかと思ひますが、人件費部分が支出では少し多いかと思ひておられます。「様式2 事業計画書」の「(3) 管理体制」に、指定基準上必要な配置と加配職員を記載しておられます。こちらの法人では加配職員を付けておられて、セーフティーネットの部分に対応した介護で、手厚い介護の体制を取っておられます。我々としても手厚い体制を取っていただく、セーフティーネットの対応を取っていただくのは大事な一方で、いわゆる収支についても、できれば黒字にして頂きたいという思ひもあり、そのバランスになってこようかと思ひます。

委員長： この辺りの経営状態等については、小市先生の御意見もお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

小市委員： 当日、確認させていただくつもりではおられますが、財務の状況で一番気になりますのは、添付書類の「(5) 法人の財務状況に関する書類」の令和元年度の決算書類に関して、満期保有目的の債権の内訳並びに、表の下から2番目に「三菱UFJ証券ホールディングス クレジットリンク債」があります。いわゆる仕組債、ストラクチャード・ファイナンスを取られている有価証券だと思ひます。何故このような投資をされたのかに関しては、改めて応募者にお伺いしたいと思ひます。

委員長： これは仕組債で、投機的な色彩が強いものですかね。

小市委員： その辺り、どうお考えになって投資されたのかということですか。これだけ取ってみれば、別に事業の継続性に問題あるところではないでしょうけれども。申し上げるなら、歯止めが利かないような仕組みになっていると、今後、例えば資金繰りが厳しくなってきたときに、大きく影響を受けるようなガバナンス、あるいは内部統制ができていない恐れを若干感じます。そこは、きちんとご確認させていただきたいと思ひます。

委員長： 内部統制だけから見ると、理事・監事等は具体的にどういふふうに関わっているかは気になりますね。

小市委員：　そうですね。そもそもこのリスクに関して、十分に判断できる知見をお持ちの方が内部におられるかどうかをお尋ねしたいところかなと考えているところですよ。

委員長：　何年か前に、自治体とか大学がデリバティブでかなりの損失を出して、一気にあちこちの大学で損失を出して、問題になったことがありました。それと似たような状況が起きているのではないかと懸念されるということですね。

委員長：　純資産が3億で時価評価損額が4000万なので、直ちに事業に影響がというわけではないですが、無視できるかというほど小さいわけではないということですね。

小市委員：　はい。あくまで推測ですが、クレジットリンク債は、リーマンショックのときに話題に出たようなCDSという、非常に投機的なインデックスに対応したような形の投資物件ですので、リスクはどの程度認識されているかですね。

委員長：　それでは、経営状態及び管理運営についてのご意見をお聞かせいただきたいと思うので、その他に何かございますか。

小市委員：　これも次回の応募者プレゼン時に直接確認する予定ですが、人件費に関して、今おられる方々がしばらくお勤めされることを前提にされて、内規が80歳になるのかどうか分からないですけど、80歳迎えられた方は、途中の年度でリストからおられなくなる形になって、40歳の方が勤務年数ゼロ年の中に入っている。この辺りの過程をどう置かれているか、お伺いしたいなと思っていますところですよ。

あと1点は、現在契約されている弁当業者と何がしかの特別な利害関係がないかを確認させていただきたいのと、その弁当業者の事業の継続性について、どう判断されているか。良心的な価格で納入されていると判断して、継続されているのではないかなと思いますけど、そこはお伺いをしたいなと感じているところですよ。

これも、直ちに書類審査で何かペナルティになってくる、引っかかってくるようなものではないと認識しているところですよ。

委員長：　弁当業者の選定に当たって、複数業者を検討したかどうかなどについての確認ですね。

小市委員：　そうですね。

委員長：　その上で、その業者に決めたのかどうなのか、その辺りですね。

小市委員：　そうですね。非常に信頼関係のあるところかとは思いますが、外観的なところも含めて検討されているかというところであると思います。

委員長：　この書類選考でどうという範囲ではないにしても、面談の場では聞くところ

ろになるかとは思いますが。その他はいかがでしょうか。

神部委員： 5年間の年間延べ利用者数が6,200人から6,770人まで伸びており、1日当たりでいけば20.1人/日から21.1人/日ですが、この利用者確保の見込みがどれくらい実現可能なのかは気になるところです。この利用者数と、あと7割前後の稼働率は、利用者確保から、あるいはこれまでの利用実績の観点から妥当なのかどうか。

事務局： 令和元年度の実績としては、19.7人/日でした。1人～2人増えるような形で計画を作られていると認識しております。利用者の獲得の部分については、法人に聞いていただくことにはなりますが、市内の状況でお伝えしますと、大体市内のデイサービスで、多いところでは定員の90%ぐらい、少ないところは50%ぐらいの利用率というのが、市内のデイサービスの事業所でもある状況です。70%を少し超えるぐらいが平均的な市内のデイサービスの利用状況となっております。

デイサービスにも様々な特徴がございまして、リハビリに特化したデイサービス、認知症に特化したデイサービス、いわゆる今回の三条デイサービスのように重度やセーフティーネットの機能を持ったデイサービス、それぞれございますので、利用者の来られる方は様々ですが、やはり法人として利用者獲得の努力はしていただかないと待っているだけでは難しいかと認識しております。

神部委員： もう一つ、この計画の中で、人件費の比率が大体どれぐらいなのかということですが。非営利法人ですので、営利法人並みの人件費率は余り好ましくありませんし、個人的な意見としては、人件費率は7割近くあってほしいと思います。手厚い人事配置なので十分に高いとは思いますが。

委員長： 支出のところに占める割合は7割ぐらいですかね。

事務局： 68%ぐらいになっております。

神部委員： 介護職員の方々への福利厚生が十分か見たいなと思っていて、基本給としての確認はできるのですが。

小市委員： 「様式2 事業計画書」の「(7)人件費及び損害保険料内訳」ですが、月給、月基本給、手当等と並んでいる中で、その他支出（福利厚生費等）と書かれているところの、正規職員お二人の方が、月の支出額計に対して占める批准が結構大きいです。ここは面接時にお尋ねしたいなと考えているところです。恐らくは、退職給付引当金を設定されていますので、その部分がここに入っているのかという推測はしておりますけれども、福利厚生費ではない部分が入っているのかという気はいたしております。

並んで、手当も中々大きいので、どういう趣旨でされているのかも伺いたいと考えています。

岩本委員： 三条デイサービスセンターは、セーフティーネットで入る方は大体何名ぐらいいらっしゃるのですか。

事務局： 法人から聞いている内容では、時期によって人数は変わりますが、4人ぐらいいらっしゃるとお聞きしています。特に虐待のケースや、自分からサービス拒否をされるネグレクト、ごみ屋敷になっておりサービスを利用されない方、医療行為が必要な重度の方、そういった方々を受け入れていただいている状況です。

岩本委員： 働いていらっしゃる職員さんも、様々な対応が必要となり、大変な仕事をされているとは思いますが、お給料や手当などは、やはり高いほうがいいのではないかなとも思いました。

和田委員： いわゆるデイサービスセンターの全従業員に占める正規職員の割合、人件費等にも関わってきますが、今回の社協の従業員数が145名のうち正規職員が35名で、正規職員割合が大体24%ぐらいになります。この24%という値が妥当なのかどうか。

市内の他のデイサービスセンターは大体どのくらいの割合かをお教えいただきたいです。分かる範囲でよろしくお願いします。

事務局： 芦屋市社会福祉協議会全体の職員の構成になっておりますので、地域福祉事業から介護サービス事業までを担っている職員の内訳になってくると思います。

これにつきましては、全国の社協の比較は、私も今現在、数字を持ち合わせておりませんので、多いか少ないかはございますが、いわゆる基幹となっている業務に、正規職員を現在割り当てて業務を行っておる状況は、我々も確認をしているところです。

デイサービスの職員については、「様式2 事業計画書」の「(8) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の資料を見ていただきますと、右側に週平均の勤務時間が出ております。上の2人の方は38時間45分ですので、正規の職員になるかと思えます。その下、34時間、31時間の方は嘱託の方になられるかと思えます。それ以下、看護師の方を含め、この方は、横の第1週、第2週、第3週、第4週の表を見ますと、週1回の勤務になっておりますので、いわゆるパート、臨時的な職員という状況になっております。

デイサービスの状況は、我々は正規の職員が多いほうがというところもございしますが、今の市内の実態としては、こういった状況にあるかと思えます。管理者や生活相談員は正規の職員、いわゆる介護職員は、パートや嘱託職員の方が多いという実態はございます。

神部委員： 例えば、嘱託の方とかを複数名雇用するのであれば、専任の方を1名という形で、人件費をトントンにするとか。雇用機会を確保する観点もありますけれども、ちょっと難しいですね。

例えば、介護福祉士の方を正規職員とし、週40時間で持っていけば人数は減るでしょうけれども、その方の安定的な雇用と収入にはつながるのかなとか、そういうところは感じるころではありますが、バランスの問題かもしれませんし。

和田委員： 正規職員と、先生のおっしゃる雇用の安定性ですとか、やはり離職率の

高い職だけに、センターの帰属意識であるとか、やっぱり運営の仕方という部分で、ある程度の正職員の確保が必要であるという観点から、その辺、今、先生がおっしゃった御意見は、私も非常にうなずくものですので、その辺をお聞きしたかったということです。ありがとうございます。

委員長： そういたしましたら、書類選考で、要は経営状態、管理運営について、懸念があることで、書類審査で落とすかどうかですけれども、この辺りはどうでしょうか。

小市委員： 懸念、質問項目はありますが、第一次選考で欠格となるようなレベルではないと思います。

委員長： それでは、第一次選考（書類審査）の結果といたしまして、「除外される法人等はない」といたしますが、よろしいですか。

---- 異議なし ----

委員長： そのように決定いたします。

イ 面接審査の実施方法について

委員長： 次に面接審査の実施方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 面接審査当日、プレゼンを聞きながら、書類も含めて点数をつけることは難しいため、面接審査までに「応募書類」に目を通していただき、プレゼンの際に、効率的に評価点を付けていただくようにお願いします。

採点の方法について、あらためて資料5「審査要領」に沿ってご説明いたします。[4 採点の方法]のとおり、審査項目ごとに100分の50、かつ採点合計が総配点の100分の70以上を満たすことが要件となります。

また、[5 評点について]のとおり、1項目につき10点満点となり、合格点の目安は7点とします。20点満点の項目は、10点×2として採点してください。

委員長： ただ今のご説明に対し、ご質問はございませんか。

小市委員： 面接審査の実施方法ですが、デイサービスセンターの管理者として現場の方へ出席いただいたほうがいいのかという気はいたします。実際にサービスを提供される方の生の声も、できればお伺いしたい。

また、組織全体のことを分かる方と、現場について分かる方それぞれに出席していただくのが適当な気がいたします。

事務局： 面接の参加者ですが、現場の職員につきましては、正規職員の2名のうち1名の方が参加していただけると聞いております。また、財務の状況が分かる職員が法人の本部から来ると聞いておりますので、できる限り質問にお答えいただけるように、バランスを考えてということで、法人にはお伝えしたいと思います。

小市委員： 分かりました。ありがとうございます。

委員長： その他ご質問等がなければ、本日の委員会は終了いたします。お疲れ様でした。

以 上